

議案第94号

財産の交換について議決を求める件

財産の交換について、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和5年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を交換する。

1 交換に供する財産

(1) 財産の種類、面積及び所在地

種類	面積	所在地
土地	46,946.49平方メートル	薩摩川内市久見崎町字樋之口1363番21地先から同市久見崎町字先小松崎1779番9地先まで

(2) 価額 27,990,187円

2 交換により取得する財産

(1) 財産の種類、面積及び所在地

種類	面積	所在地
土地	104,445.09平方メートル	薩摩川内市久見崎町字諏訪後53番17地先から同市寄田町字小比良890番1地先まで

(2) 価額 66,422,745円

3 交換の相手方 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

4 交換差金の補足 交換差金である38,432,558円については、交換の相手方が放棄する。

(提案理由)

県道川内串木野線の一部区間と相手方が整備した道路を交換しようとするものである。